

大阪市告示第530号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、大阪都市計画下水道事業の事業計画の変更が認可（令和7年大阪府告示第452号）されたため、同法第66条の規定により公告する。

令和7年4月10日

大阪市長 横山英幸

1 都市計画事業の種類及び名称

大阪都市計画下水道事業

（大阪市平野処理区公共下水道）

（大阪市津守処理区公共下水道）

2 施行者の名称

大阪市

3 事務所の所在地

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号（ATCビル ITM棟6階）

大阪市建設局下水道部調整課

4 事業地の所在

（大阪市平野処理区公共下水道）

大阪市生野区巽北一丁目、巽北二丁目、巽北三丁目、巽北四丁目、巽東一丁目、巽東二丁目、巽東三丁目、巽東四丁目、巽中一丁目、巽中二丁目、巽中三丁目、巽中四丁目、巽西一丁目、巽西二丁目、巽西三丁目、巽西四丁目、巽南一丁目、巽南二丁目、巽南三丁目、巽南四丁目、巽南五丁目、林寺四丁目、林寺六丁目、田島六丁目並びに

平野区加美北一丁目、加美北二丁目、加美北三丁目、加美北四丁目、加美北五丁目、加美北六丁目、加美北七丁目、加美北八丁目、加美北九丁目、加美東一丁目、加美東二丁目、加美東三丁目、加美東四丁目、加美東五丁目、加美東六丁目、加美東七丁目、加美南一丁目、加美南二丁目、加美南三丁目、加美南

四丁目、加美南五丁目、加美鞍作一丁目、加美鞍作二丁目、加美鞍作三丁目、加美正覚寺一丁目、加美正覚寺二丁目、加美正覚寺三丁目、加美正覚寺四丁目、加美西一丁目、加美西二丁目、平野北一丁目、平野北二丁目、平野東一丁目、平野東二丁目、平野東三丁目、平野東四丁目、平野南一丁目、平野南二丁目、平野南三丁目、平野南四丁目、平野西一丁目、平野西二丁目、平野西三丁目、平野西四丁目、平野西五丁目、平野西六丁目、平野馬場一丁目、平野馬場二丁目、平野市町一丁目、平野市町二丁目、平野市町三丁目、平野宮町一丁目、平野宮町二丁目、平野元町、平野上町一丁目、平野上町二丁目、平野本町一丁目、平野本町二丁目、平野本町三丁目、平野本町四丁目、平野本町五丁目、西脇一丁目、西脇二丁目、西脇三丁目、西脇四丁目、背戸口一丁目、背戸口二丁目、背戸口三丁目、背戸口四丁目、背戸口五丁目、流町一丁目、流町二丁目、流町三丁目、流町四丁目、長吉出戸一丁目、長吉出戸二丁目、長吉出戸四丁目、長吉出戸五丁目、長吉長原一丁目、長吉長原二丁目、長吉長原三丁目、長吉長原四丁目、長吉長原西一丁目、長吉長原西二丁目、長吉長原西三丁目、長吉長原西四丁目、長吉川辺一丁目、長吉川辺二丁目、喜連一丁目、喜連二丁目、喜連三丁目、喜連四丁目、喜連五丁目、喜連六丁目、喜連七丁目、喜連東一丁目、喜連東二丁目、喜連東三丁目、喜連東四丁目、喜連東五丁目、喜連西一丁目、喜連西二丁目、喜連西三丁目、喜連西四丁目、喜連西五丁目、喜連西六丁目、瓜破東一丁目、瓜破東二丁目、瓜破東三丁目、瓜破東四丁目、瓜破東五丁目、瓜破東六丁目、瓜破東七丁目、瓜破東八丁目、瓜破一丁目、瓜破二丁目、瓜破三丁目、瓜破四丁目、瓜破五丁目、瓜破六丁目、瓜破七丁目、瓜破西一丁目、瓜破西二丁目、瓜破西三丁目並びに

東住吉区今林一丁目、今林二丁目、今林三丁目、今林四丁目、杭全一丁目、杭全二丁目、杭全三丁目、杭全四丁目、杭全五丁目、杭全六丁目、杭全七丁目、杭全八丁目、桑津一丁目、桑津三丁目、桑津四丁目、桑津五丁目、今川一丁目、今川二丁目、今川三丁目、今川四丁目、今川五丁目、今川六丁目、今川七丁目、

今川八丁目、西今川一丁目、西今川二丁目、西今川三丁目、西今川四丁目、中野一丁目、中野二丁目、中野三丁目、中野四丁目、針中野一丁目、針中野二丁目、針中野三丁目、針中野四丁目、駒川一丁目、駒川二丁目、駒川三丁目、駒川四丁目、駒川五丁目、北田辺二丁目、北田辺三丁目、北田辺四丁目、北田辺五丁目、北田辺六丁目、東田辺一丁目、東田辺二丁目、東田辺三丁目、南田辺一丁目、南田辺二丁目、南田辺三丁目、南田辺四丁目、南田辺五丁目、田辺一丁目、田辺二丁目、田辺三丁目、田辺四丁目、田辺五丁目、田辺六丁目、山坂一丁目、山坂二丁目、山坂三丁目、山坂四丁目、山坂五丁目、湯里一丁目、湯里二丁目、湯里三丁目、湯里四丁目、湯里五丁目、湯里六丁目、鷹合一丁目、鷹合二丁目、鷹合三丁目、鷹合四丁目、長居公園、照ヶ丘矢田一丁目、照ヶ丘矢田二丁目、照ヶ丘矢田三丁目、照ヶ丘矢田四丁目、住道矢田一丁目、住道矢田二丁目、住道矢田三丁目、住道矢田四丁目、住道矢田五丁目、住道矢田六丁目、住道矢田七丁目、住道矢田八丁目、住道矢田九丁目、矢田一丁目、矢田二丁目、矢田三丁目、矢田四丁目、矢田五丁目、矢田六丁目、公園南矢田一丁目、公園南矢田二丁目、公園南矢田三丁目、公園南矢田四丁目並びに

住吉区長居東一丁目、長居東二丁目、長居東三丁目、長居東四丁目、長居三丁目、長居西二丁目、南住吉一丁目、上住吉一丁目、墨江一丁目、荻田一丁目、荻田二丁目、荻田三丁目、荻田四丁目、荻田五丁目、荻田六丁目、荻田七丁目、荻田八丁目、荻田九丁目、荻田十丁目、庭井一丁目、庭井二丁目及び浅香一丁目並びに

住之江区安立一丁目、浜口東二丁目、浜口西二丁目、御崎三丁目、御崎四丁目、南加賀屋一丁目、泉一丁目、泉二丁目並びに

阿倍野区文の里四丁目、昭和町一丁目、桃ヶ池町一丁目及び東大阪市渋川町四丁目地内

(大阪市津守処理区公共下水道)

大阪市中央区大手前一丁目、大手前二丁目、大手前三丁目、大手前四丁目、馬場

町、法円坂一丁目、法円坂二丁目、上町、上町一丁目、龍造寺町、谷町一丁目、谷町二丁目、谷町三丁目、谷町四丁目、谷町五丁目、谷町六丁目、谷町七丁目、谷町八丁目、谷町九丁目、内久宝寺町一丁目、内久宝寺町二丁目、内久宝寺町三丁目、内久宝寺町四丁目、天満橋京町、北浜東、石町一丁目、石町二丁目、島町一丁目、島町二丁目、釣鐘町一丁目、釣鐘町二丁目、船越町一丁目、船越町二丁目、東高麗橋、内平野町一丁目、内平野町二丁目、内平野町三丁目、内淡路町一丁目、内淡路町二丁目、内淡路町三丁目、大手通一丁目、大手通二丁目、大手通三丁目、糸屋町一丁目、糸屋町二丁目、北新町、南新町一丁目、南新町二丁目、徳井町一丁目、徳井町二丁目、内本町一丁目、内本町二丁目、鎗屋町一丁目、鎗屋町二丁目、常盤町一丁目、常盤町二丁目、本町橋、農人橋一丁目、農人橋二丁目、農人橋三丁目、和泉町一丁目、和泉町二丁目、粉川町、神崎町、十二軒町、材木町、松屋町、松屋町住吉、安堂寺町一丁目、安堂寺町二丁目、上本町西一丁目、上本町西二丁目、上本町西三丁目、東平一丁目、東平二丁目、上汐一丁目、上汐二丁目、中寺一丁目、中寺二丁目、瓦屋町一丁目、瓦屋町二丁目、瓦屋町三丁目、高津一丁目、高津二丁目、高津三丁目、北浜一丁目、北浜二丁目、北浜三丁目、北浜四丁目、今橋一丁目、今橋二丁目、今橋三丁目、今橋四丁目、高麗橋一丁目、高麗橋二丁目、高麗橋三丁目、高麗橋四丁目、伏見町一丁目、伏見町二丁目、伏見町三丁目、伏見町四丁目、道修町一丁目、道修町二丁目、道修町三丁目、道修町四丁目、平野町一丁目、平野町二丁目、平野町三丁目、平野町四丁目、淡路町一丁目、淡路町二丁目、淡路町三丁目、淡路町四丁目、瓦町一丁目、瓦町二丁目、瓦町三丁目、瓦町四丁目、備後町一丁目、備後町二丁目、備後町三丁目、備後町四丁目、安土町一丁目、安土町二丁目、安土町三丁目、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、南本町一丁目、南本町二丁目、南本町三丁目、南本町四丁目、船場中央一丁目、船場中央二丁目、船場中央三丁目、船場中央四丁目、久太郎町一丁目、久太郎町二丁目、久太郎町三丁目、久太郎町四丁目、北久宝寺町一丁目、北久宝寺町二丁目、北久宝寺町三丁目、北久宝寺町

四丁目、南久宝寺町一丁目、南久宝寺町二丁目、南久宝寺町三丁目、南久宝寺町四丁目、博労町一丁目、博労町二丁目、博労町三丁目、博労町四丁目、南船場一丁目、南船場二丁目、南船場三丁目、南船場四丁目、島之内一丁目、島之内二丁目、東心斎橋一丁目、東心斎橋二丁目、西心斎橋一丁目、西心斎橋二丁目、宗右衛門町、心斎橋筋一丁目、心斎橋筋二丁目、道頓堀一丁目、道頓堀二丁目、日本橋一丁目、日本橋二丁目、千日前一丁目、千日前二丁目、難波千日前、難波一丁目、難波二丁目、難波三丁目、難波四丁目及び難波五丁目並びに天王寺区上汐三丁目、上汐四丁目、上汐五丁目、上汐六丁目、生玉前町、六万休町、生玉町、生玉寺町、夕陽丘町、伶人町、逢阪一丁目、逢阪二丁目、下寺町一丁目、下寺町二丁目、四天王寺一丁目、大道一丁目、堀越町、悲田院町及び茶臼山町並びに阿倍野区阿倍野筋一丁目、阿倍野筋二丁目、阿倍野筋三丁目、阿倍野筋四丁目、阿倍野筋五丁目、旭町一丁目、旭町二丁目、旭町三丁目、共立通一丁目、共立通二丁目、丸山通一丁目、丸山通二丁目、松虫通一丁目、松虫通二丁目、松虫通三丁目、晴明通、王子町一丁目、阿倍野元町及び橋本町並びに北区中之島一丁目、中之島二丁目、中之島三丁目、中之島四丁目、中之島五丁目及び中之島六丁目並びに西区土佐堀一丁目、土佐堀二丁目、土佐堀三丁目、江戸堀一丁目、江戸堀二丁目、江戸堀三丁目、京町堀一丁目、京町堀二丁目、京町堀三丁目、靱本町一丁目、靱本町二丁目、靱本町三丁目、西本町一丁目、西本町二丁目、西本町三丁目、江之子島一丁目、江之子島二丁目、阿波座一丁目、阿波座二丁目、立売堀一丁目、立売堀二丁目、立売堀三丁目、立売堀四丁目、立売堀五丁目、立売堀六丁目、新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、新町四丁目、北堀江一丁目、北堀江二丁目、北堀江三丁目、北堀江四丁目、南堀江一丁目、南堀江二丁目、南堀江三丁目及び南堀江四丁目並びに浪速区下寺一丁目、下寺二丁目、下寺三丁目、日本橋東一丁目、日本橋東二丁目、日本橋東三丁目、日本橋三丁目、日本橋四丁目、日本橋五丁目、日本橋西一丁目、日本橋西二丁目、恵比須東一丁目、恵比須東二丁目、恵比須東三丁目、恵比須西一丁目、恵比須西二丁目、恵比須西三丁目、元

町一丁目、元町二丁目、元町三丁目、敷津西一丁目、敷津西二丁目、敷津東一丁目、敷津東二丁目、敷津東三丁目、大国一丁目、大国二丁目、大国三丁目、戎本町一丁目、戎本町二丁目、湊町一丁目、湊町二丁目、幸町一丁目、幸町二丁目、幸町三丁目、桜川一丁目、桜川二丁目、桜川三丁目、桜川四丁目、稲荷一丁目、稲荷二丁目、塩草一丁目、塩草二丁目、塩草三丁目、芦原一丁目、芦原二丁目、立葉一丁目、立葉二丁目、久保吉一丁目、久保吉二丁目、浪速東一丁目、浪速東二丁目、浪速東三丁目、浪速西一丁目、浪速西二丁目、浪速西三丁目、浪速西四丁目、難波中一丁目、難波中二丁目、難波中三丁目、木津川一丁目及び木津川二丁目並びに西成区山王一丁目、山王二丁目、山王三丁目、太子一丁目、太子二丁目、天下茶屋北一丁目、天下茶屋北二丁目、天下茶屋東一丁目、天下茶屋東二丁目、天下茶屋一丁目、天下茶屋二丁目、天下茶屋三丁目、聖天下一丁目、聖天下二丁目、萩之茶屋一丁目、萩之茶屋二丁目、萩之茶屋三丁目、花園北一丁目、花園北二丁目、花園南一丁目、花園南二丁目、岸里一丁目、北開一丁目、北開二丁目、中開一丁目、中開二丁目、中開三丁目、南開一丁目、南開二丁目、出城一丁目、出城二丁目、出城三丁目、長橋一丁目、長橋二丁目、長橋三丁目、鶴見橋一丁目、鶴見橋二丁目、鶴見橋三丁目、旭一丁目、旭二丁目、旭三丁目、梅南一丁目、梅南二丁目、梅南三丁目、松一丁目、松二丁目、松三丁目、橘一丁目、橘二丁目、橘三丁目、潮路一丁目、潮路二丁目、千本北一丁目、千本北二丁目、北津守一丁目、北津守二丁目、北津守三丁目、北津守四丁目、津守一丁目、津守二丁目、津守三丁目、南津守一丁目及び南津守二丁目地内

(建設局下水道部調整課)